

る。
東京都北区立保育所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布す

令和二年十一月六日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第六十六号

東京都北区立保育所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
東京都北区立保育所条例の一部を改正する条例（令和二年六月東京都北区条例第
二十五号）の施行期日は、令和二年十二月十二日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区立保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十一月六日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第六十七号

東京都北区立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立保育所条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京都北区立滝野川北保育園の項中「一〇五」を「一五三」に改め、同表東京都北区立滝野川北保育園つぼみ分園の項を削る。

付 則

この規則は、令和二年十二月十二日から施行する。

東京都北区立特別養護老人ホーム条例付則第二項に規定する規則で定める日等を定める規則を公布する。

令和二年十一月十一日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第六十八号

東京都北区立特別養護老人ホーム条例付則第二項に規定する規則で定める日等を定める規則

東京都北区立特別養護老人ホーム条例（昭和六十三年六月東京都北区条例第二号）付則第二項に規定する規則で定める日は令和三年一月三十一日とし、同項に規定する東京都北区立特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘の入所及び短期間入所の定員はそれぞれ百四十七名及び十三名とする。

付則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

東京都北区附属機関の会議における審議等の特例に関する条例第三条に規定する適用期間を定める規則を公布する。

令和二年十一月二十日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第六十九号

東京都北区附属機関の会議における審議等の特例に関する条例第三条に規定する適用期間を定める規則

東京都北区附属機関の会議における審議等の特例に関する条例（令和二年五月東京都北区条例第二十号）第三条に規定する適用期間は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から、施行日以後初めて東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議（東京都市新型コロナウイルス感染症モニタリング会議設置要綱（令和二年五月十四日付二総防管第七百四十四号。以下「要綱」という。）第一条に規定する東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議をいう。）の監視により、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）に係るモニタリング指標（要綱第二(1)のモニタリング指標をいう。）のうち感染状況に係るものの総括コメントが「感染が拡大していると思われる」以外に変更された日の翌日から起算して三十日を経過する日までとする。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 東京都北区附属機関の会議における審議等の特例に関する条例第三条に規定する適用期間を定める規則（令和二年七月東京都北区規則第六十一号）は、廃止する。

